

定 款

株式会社YE DIGITAL

改正 2025年5月23日

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、株式会社YE DIGITALと称し、英文ではYE DIGITAL Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 本会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1 情報システムに関連するつぎの業務

(1) ソフトウェア開発の受託ならびに開発および販売

(2) パッケージ・ソフトウェアの開発および販売

(3) ハードウェア及びその関連ソフトウェアの製造、開発の受託ならびに製造、開発および販売

(4) ソフトウェア及びハードウェアの販売、リース、賃貸、保守ならびに輸出入

2 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス

3 情報システムおよび情報通信システムに関連する運用管理、保守、工事、コンサルティング
およびその他のサービス

4 情報通信機器の製造、販売および保守

5 前各号に関連して使用される機械装置、事務用機器、付属品、部品関連消耗品の製造、販売、
リース、賃貸ならびに輸出入

6 前各号に関する調査、研究、コンサルティングおよび教育

7 ITエンジニアの派遣および教育

8 古物の買取り、販売

9 前各号に付帯関連する一切の事業

(本 店)

第3条 本会社は、本店を北九州市小倉北区に置く。

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告
による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は6,400万株とする。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する
ことができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 本会社の株主は、株主取扱規程に定める、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条① 本会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第11条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条① 本会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使をすることができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条① 定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ、随時招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役会長または取締役社長がこれを招集する。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当たる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条① 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第16条① 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 4 章 取締役および取締役会

(定 員)

第 19 条① 本会社の取締役は、10 名以内とする。

② 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、6 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条① 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条① 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(任 期)

第 22 条① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(招 集)

第 24 条① 取締役会を招集するには、会日の 5 日前までに各取締役に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(議 長)

第 25 条 取締役会の議長については、取締役会長または取締役社長がこれに当たる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれに当たる。

(決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 27 条 本社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 本社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(相談役および顧問)

第 29 条 取締役会は、その決議により会社の重要事項を諮問するため、相談役および顧問若干名を置くことができる。

(議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 32 条① 本社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 本社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(招 集)

第 33 条① 監査等委員会を招集するには、会日の 5 日前までに各監査等委員に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 本社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 本社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の

定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条① 本会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

② 本会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

(附則)

第 1 条 第 48 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条の定めるところによる。